

4号議案 令和4年度事業計画（案）について

令和4年度事業計画書

【基本方針】

柔道整復師の医学的技術と知識の研鑽と資質の向上及び相互組織の充実を図り、県民・地域住民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

公益目的事業（公1）

鳥取県知事等との協定に基づく柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業

【事業の内容】

1. 受領委任制度の維持運営

柔道整復の施術を受診する者及び施術する柔道整復師の負担を軽減するため、次のとおり受領委任制度の運営を行っている。

(1) 受領委任による施術を行う者の資質の確認

新たに会員となって受領委任による施術を行うこととなる者について、不適切な施術、請求を行わないとする確認書を徴するとともに、以上の状況を鳥取県及び中四国厚生局に届出等を行う。

(2) 各種公的保険制度における柔道整復療養費審査委員会への協力等

当会では、各種公的保険制度における療養費支給申請書について審査委員会についての審査委員会への委員を派遣するとともに、療養費支給申請書が各保険者に提出される前に事前審査を行い、療養費の申請が適切に行われるよう協力する。

〔予備審査会〕 予備審査会を毎月東部及び西部で開催し、申請書の点検及び審査を実施。

毎月第2水曜日 西部2名 東部2名の会員が担当する。

〔本審査会〕 毎月開催される鳥取県柔道整復師保険請求申請書審査会(公的審査会)に業界代表と学術経験者として2名の会員を派遣してすべての整復師の申請書を審査する。
毎月第3水曜日

2. 研修会の開催

必要に応じ保険取り扱い研修会を実施する。

対象は全柔道整復師とし、審査会や保険者と共催して実施する。

公益目的事業 (公2)

柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復学の普及発展に関する事業

【事業の内容】

1. 研修会の開催

対象: 県下全柔道整復師

柔道整復学及び介護学の知識向上を目的とする研修会を年1回開催する。

講師は内部学術経験者もしくは外部より招聘する。

2. 発表者の助成事業

日整学会大会や柔道整復接骨医学会の発表者に資料収集、発表資料製作、研究に助成する。

3. 学会協賛

日整学会地方大会を協賛する。

中国・四国・近畿等の日整学会を協賛する(協賛費など)

4. 宣伝広報事業

ホームページの管理運営をすることで本会内外に対して、柔道整復術の普及・啓発活動を行うと共に、本会会員の学術発表や本会の宣伝広報等を行う。

公益目的事業（公3）

県民の健康維持増進に関する事業

1. 【介護保険事業への取り組み事業】

1. 市町村と協力して介護予防事業に参画する。

2. 【柔道大会開催事業】

1. 県内少年柔道大会のうち鳥取県少年柔道選手権大会と日整全国少年柔道大会鳥取予選会の開催を鳥取県柔道連盟に委託する。
2. 日整全国少年大会に選手5名、監督1名を派遣する。
3. 日整全国少年柔道形競技会鳥取県予選会を開催し、選手2名、監督1名を中国予選会に派遣する。

3. 【柔道大会の救護員派遣事業】

県内で開催される各種柔道大会に救護員として会員を派遣する事業。

4. 【災害救護事業】

自然災害やその他大きな災害があった時、鳥取県との協定により災害現場に救護員として派遣する事業。
それに備えて救護備品を備蓄・更新する。

その他の事業（相互扶助等事業）

会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業。